

東京都高等学校総合体育大会開催基準要項

【参加資格】

- (1) 東京都高等学校体育連盟全日制課程に加盟している高等学校の生徒で、東京都高等学校体育連盟に加盟している高等学校の全日制課程、定時制・通信制課程及び中等教育学校後期課程に在籍している生徒で、あらかじめ健康診断を受け、当該学校長が競技の出場に支障のないことを確認し、出場を承認した者。
- (2) 年齢は平成21年4月2日以降に生まれた者とする。
但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (3) 部員不足等に伴う複数校による合同チームの大会参加を認める(都内大会のみ)
- (4) (財)全国高等学校体育連盟の定める全国高校総体開催基準要項の参加資格に準ずる。(以下掲載)

全国高等学校総合体育大会開催基準要項

【大会参加資格】

(平成13年度より)

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技要項により全国大会参加の資格を得たものに限る。
- (3) ア. 年齢は平成21年4月2日以降に生まれた者とする。
ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
イ. 特例として、この第3号アに定める年齢制限について、中国等帰国生徒については適用しない。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない(外国人留学生もこれに準ずる。)
ただし、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高体連会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
ア. 上記の(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
イ. 上記(3)アのただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

1. 学校教育法第82条の2、83条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
2. 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
ア. 全国高等学校体育連盟の目的と永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
イ. 参加を希望する専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
ウ. 各学校にあっては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。
エ. 各学校にあっては、部活動が教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
ア. 全国高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
イ. 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
ウ. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。